

資料1

○佐伯市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成21年 8月11日

告示第152号

改正 平成31年 3月20日告示第37号

令和 3年 3月30日告示第76号

(設置)

第1条 佐伯市地域福祉計画の進捗状況の確認、地域福祉の推進のための取組及び地域福祉計画の見直しの検討等を行うため、佐伯市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 佐伯市地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組及び地域福祉計画の見直しを検討すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 市民の代表者

2 委員の任期は5年とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、市長は直ちに後任者を委嘱し、又は任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉保健企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、当該委嘱又は任命の日から平成26年3月31日までとする。

3 協議会の委員が委嘱又は任命された後最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成31年3月20日告示第37号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第76号）

この告示は、令和3年5月1日から施行する。